記者発表資料

令 和 5 年 4 月 3 日
国土交通省東北地方整備局

東北地方整備局内の各事務所に『流域治水課』を設置します！
～地域と連携した流域治水の推進に向けて～

〇気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川管理者等が行う治水対策に加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進してきたところです。

〇「流域治水」を更に加速し、ハード・ソフト一体の多層的な防災対策を構築するため、令和 5 年 4 月 1 日付けで**河川（国道）事務所に「流域治水課」を設置**しました。

〇既に整備局に設置している**「流域治水推進室」と連携**し、自治体の流域治水の取組への一層の支援に加え、国・都道府県・市町村・民間企業・住民等関係者の協働による、遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫など、まちづくりと連携した施策の検討を行い、実効性のある「流域治水プロジェクト」の取組を一層推進し、**地域の安全・安心をより高めて参ります**。

＜流域治水課を設置する事務所＞　計１１事務所　　※既存の調査課（河川系）は廃止

青森河川国道事務所
岩手河川国道事務所
仙台河川国道事務所
北上川下流河川事務所
秋田河川国道事務所
湯沢河川国道事務所
能代河川国道事務所
山形河川国道事務所
酒田河川国道事務所
新庄河川事務所
福島河川国道事務所

※高瀬川河川事務所は建設専門官(流域治水)を設置し、工務課で流域治水を推進

＜発表記者会＞： 秋田県政記者会、能代市記者クラブ、北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ、横手記者会、大仙市地方紙、秋田建設関係専門紙、

問 合 せ 先

東北地方整備局　流域治水推進室　022-225-2171（代表）
河川計画課長　　川面（かわつら）　顕彦（あきひこ）　（内線 3611）

地域を“みず”から守る。
東北流域治水

「流域治水」への転換・推進

国土交通省
東北地方整備局

◇気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換

◇治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

◇流域治水の実施にあたっては、自然環境が有する多様な機能を活かす「グリーンインフラ」の取組を推進する。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大　集水域
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
ため池等の治水利用

流水の貯留　河川区域
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、
利水ダム等において貯留水を
事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水
機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、
雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した
堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす　氾濫域
[国・県・市]
二線堤の整備、
自然堤防の保全



③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実　氾濫域
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、
多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、
BCPの策定

住まい方の工夫
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報
提供、金融商品を通じた浸水対
策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの
体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化